

次に、議席12番、齊藤政一君。

〔12番 齊藤政一君登壇〕

○12番（齊藤政一君） 議席番号12番、齊藤政一です。きょうは女性学習部というのですか、何か女性で若々しく勉強をやっている方たちがきょう傍聴に来ていただいているということで、大変ご苦労さまでございます。

質問が始まります前に、実は今回から議会は通告制を30日に締め切りまして、皆さんのお手元に行っているこういうものを議長にそれぞれ議員が通告するわけですが、たまたま今回30日の4時に私行きましたら、まだ質問通告者は1人と。その後に1期生の議員の方が3人見えられて、それで私自身せっかくの機会だということで事務局のほうから通告書を改めてもらって、住民参加についてと。せっかく皆さんがいろいろ勉強しているのだから、皆さんの声を町に届けてもらう形のテーマでということで選ばせてもらいましたので、ただ時間が、私60分の持ち時間ですが、皆様の生理的な時間も考えて、途中で議長が切っていただけるという形でおりますので、そういった形で質問を続けさせていただきたいと思います。

今日自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や環境問題、交通機関、高度情報技術の急速な発達による生活圏域の拡大、さらに本格化する地方分権の進展や三位一体の改革などにより、大きく変化していることは言うまでもありません。こうした社会情勢の変化は、地域の行政活動全般にも大きな影響をもたらしており、自治体運営についても根本的な見直しが必要になってきました。地方分権が叫ばれる以前の行政運営は、縦割り型補助金行政で、これを誘致する首長の手腕とあわせて、議会は行政と車の両輪のごとくと言われたこともありました。しかし、行財政改革が求められた昨今、これからの行政運営において住民自治を推進していくためには、住民と行政の協働が必要不可欠となってきました。私は、これまでも境町の総合計画や、これに関連する諸計画の進捗状況、財政に関しては事業仕分けの必要性を質問してまいりました。これらの計画の充実と実現を可能にするためには、住民と行政の協働により、住民自治活動を支えるためにも住民と行政、それに議会も必要なシステムに加わる、よい意味でのトロイカ、現在民主党はトロイカはだめだと言っておりましたが、私は境町の住民自治の推進にとっては、こうした住民と行政、議会のトロイカ体制の必要性を求めて、私の質問に入らせていただきます。

本町では、第四次境町総合計画第6章に、住民と行政がむすびあうまちづくり（行財政）が策定されております。第1節、住民とともに進めるまちづくりの中では、1、コミュニティと、2、住民参加に分けて策定されております。私の質問は、さきに議長に通告したとおり、その中の住民参加と協働の推進について、つまり境町総合計画後期基本計画、こういうのがあるのですが、これのページの108、109の住民参加1点に絞って質問をさせていただきますので、ご理解の上、的確なご答弁を期待するものであります。

質問要旨第1番目として、現況と課題の推移についてどのように管理運営されてきたかであります。

後期基本計画では、現況と課題についてこう述べてあります。「地方分権時代を迎え、真の地方自治を実現するため、政策立案や事業の実施などまちづくりのあらゆる分野において、住民の意見をこれまで以上に反映させた住民参加の個性あるまちづくりを行うことが求められている。そのために、今後まちづくりを進める上で、まずは行政の役割分担の見直しが必要です。これまで行ってきたまちづくり手法には限界があり、地域住民がまちづくりをみずからの問題としてとらえ、その課題を解決する活動に参加する動きを広めていくことが重要だ」と記されていますが、これらの策定の中で、前期あるいは後期、平成20年から本年までの間にどのように管理運営されてきたかをお尋ねするものです。

あわせて後期計画では、ふれあい懇談会、まちづくり懇談会、行政懇談会が記載されていませんが、前期基本計画の施策に関する達成度調査ではどのような協議がなされたのか、その経過をお聞かせください。

質問2番目は、具体的施策とその成果についてどのように管理整頓されているかであります。策定に沿って質問を続けますが、(1)、住民参加体制の充実については、住民との情報の共有化を図った具体的な施策と成果、地域リーダーの活動、住民主体のまちづくり活動に対しての具体的な支援活動とその成果をお聞きします。

(2)、情報の公開については、情報公開制度の利用頻度と、それらがまちづくりの目的と照合してどのような成果であったととらえているのかをお聞かせください。

(3)は、広報広聴活動の充実については、住民ニーズの多様化のとらえ方と、その推移に伴う施策管理のあり方、及び広聴活動(I T)、住民の意識、要望、提案等の管理と、これらを整理しながら、具体的な成果として実例があったらお聞きしたいと思います。

最後に、民間と町とのパートナーシップの具体的な施策と、その成果について質問いたします。本項目が後期計画に加えられた根拠と、さらに施策の中で民間の福祉サービス、地域での福祉活動とのパートナーシップや地域の環境などの問題点を住民みずからが調整し解決を図るまちづくりなど、行政のパートナーシップによるまちづくりを展開すると記されておりますが、これらについての具体的な施策と成果をお答えください。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。答弁は、関連しておりますから、一括答弁で結構です。ただし、ページ108、109の文面は、私の質問の中でほとんど引用させていただきました。質問の趣旨は、具体的な施策と成果であります。計画を実行に移し、結果成果を評価し、改善、改良を加え、次の計画へつなげる循環サイクル。これは、川崎市自治推進委員会のニュースレターによると、プラン、実行のドゥー、チェック、アクション、いわゆるP D C Aサイクルと呼ばれておりますが、私からは質問通告のほかに、質問補充書も事務局を通してお渡ししておきましたので、P D C Aサイクル、つまり計画、実行、結果・成果の評価、改善・改良、そして次の計画へつないでいくなどの的確な答弁を望んでいることを最後に申し述べて終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(木村信一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 齊藤 進君登壇〕

○総務部長（齊藤 進君） 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまでございます。それでは、私から齊藤政一議員のご質問にお答え申し上げます。

住民参加と協働の推進についてのご質問でございますが、まず第1点目の現況と課題の推移についてどのように管理をされているのかとのご質問でございますが、まずまちづくりを進める上での行政の役割分担の推移についてでございますが、これまでのまちづくりは、行政があらゆる公共サービスを担い、町民はサービスの受け手という形で実施をされてまいりました。しかし、地方分権が進展をする中では、魅力あふれるまちづくりを実施するため地域に愛着を持つ、町民の町民によるまちづくりが、今こそ求められているわけでございます。また、町民のニーズの多様化、価値観が、これらが複雑化をする中で、社会貢献活動への参加意欲が高まってまいりまして、自発的な活動や取り組みによって問題解決を図ろうとする機運が広まりつつあり、具体的にはNPOやボランティアなどの市民活動団体などが主役となりまして、住みよいまちづくりを実現するということが今求められているわけでございます。このような状況を踏まえまして、町では各種団体への助成や、茨城県が啓発をしております大好きいばらき県民会議等の推進を通して、町民ボランティア意識の高揚に努めているところでございます。

次に、ふれあい懇談会、まちづくり懇談会が後期計画に記載されなくなった推移についてでございますが、ふれあい懇談会につきましては、開かれた町政を目指し、町民の方から町政に親しみを持っていただけるよう、町長と町民の対話の日といたしまして、毎月第2火曜日に実施をしてきたところでございますが、懇談申し込み件数が年間四、五件程度と、このように少ない状況から、平成17年3月をもって中止をいたしたわけでございます。このようなことから、後期の基本計画については削除をしたものでございます。

また、まちづくり懇談会にありましては、第四次境町総合計画の策定時に、基本構想の集約を図るに当たりまして、多くの委員さんを選任をいたしまして策定に当たってきたところでございますが、境町まちづくり懇談会設置要綱では、総合計画策定にあわせてその役割を終えるところから、後期基本計画においては設置をされなかったと、こういう経緯でございますので、ひとつご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、2点目の具体的施策とその成果についてどのように管理されているのかとのご質問でございますが、まず住民との情報の共有化を図った施策と成果についてでございますが、1つの例でございますが、生活を守る体制づくりとしての防犯活動の推進策として、多発する犯罪や不審者などの情報を防災メールで住民の皆さんに広く提供し、共有化を図ることによりまして、住民が犯罪に遭わないための体制づくりが図られているということが1つの成果ではないかというふうに考えているところでございます。

次に、地域リーダーの活動、住民主体のまちづくり活動に対しての支援の成果についてでございますが、同じく一例でございますが、本町の夏の大きなイベントであります「さかいふるさと祭り」がございまして、行政を初めといたしました町の多くの関係団体等の連携と支援によりまして、今日まで継続をしている、また継続できていることが成果ではないかと、このように考えているところでございます。

次に、情報公開制度の利用頻度とまちづくりの目的から見た成果についてでございますが、情報公開の請求件数でございますが、平成20年度が11件、平成21年度が2件となっております。まちづくりを目的とした請求はないわけでございますが、町が保有する情報活用例といたしまして、境青年会議所が主体となって毎年実施をしております市民討議会を開催するに当たりまして、住民の参加者を募るために、町が保有する住民記録情報から無作為に抽出をして提供を図っております。なお、提供に当たっては、協定書を締結をする中で、その取り扱いに十分注意を促す中で活用させていただいております。討議会の結果をまちづくりに対する提言としていただいているところでございます。

次に、住民ニーズの多様化のとらえ方とその推移に伴う施策管理のあり方についてであります。住民ニーズを正確に把握することが、非常に極めて難しいというのが実情でございます。基本といたしまして、地域づくりわたしの提案や情報交換を行うための場を活用いたしまして、より多くの方が意見や提案を述べられる機会の創出はもとよりでございますが、情報化の進展に伴いまして、インターネットを活用した「さかいホットライン」の開設を図るなど、充実に現在努めているところでございます。これらの寄せられた意見は、まちづくりを推進する上で極めて貴重なものというふうに考えているところでございます。

次に、広聴活動、住民の意識、要望、提案等の管理と成果についてでございますが、さきの住民の要望や提案等をいただいたものにつきましては、総務課におきまして収受をいたしまして、内容を精査し担当課に回付した後、処理状況の報告を担当課から受けているというところでございます。

次に、3点目の民間と町とのパートナーシップの具体的施策とその成果についてのご質問でございますが、まず本項目が後期計画に加えられた根拠とその具体的施策とその成果についてであります。行政が主体となって対応してきた従来の手法だけでは限界がありまして、地域住民との協力・協働が欠かせないことから加えたものでございます。

次に、パートナーシップの施策の中で、住民みずからが調整し、解決を図るまちづくりという具体的な施策と成果についてでございますが、環境問題における事例でございますが、伏木北部行政区を初めといたしました行政区で、自主的に環境を守る会を組織をいたしまして、ごみ拾いやパトロールの強化を図り、不法投棄の早期発見・早期対応に努める一方で、町や県等と連携しましてボランティアUD監視員の育成や警察などとの連携による指導取り締まりの強化が図られたことによりまして、いわゆる「住民と行政がむすびあうまちづくり」の推進に寄与されるなどの成果としてあらわれているのではないかと今考えているところでございますので、ご理解をいただきますようお願い

いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 今総務部長から答弁いただきましたが、この住民参加というのは町の基本計画の一つのシンクタンクであり、そういった中では非常に事務機関としてもご苦労なさっていることは理解するところでありますが、その中で今、例えば防犯メールだとか、あるいは環境を守る会だとか、そういう成果とあわせて、この青年会議所の提言等々あったこと、これはやはり貴重なものだと思いますけれども、町の全体の構想からすると、やはりこれはその中の何分の1ということになってくるかと思しますので、全体をどうとらえていくかという、この住民参加と協働の推進、本来の目的と実施計画の整合性について、ちょっと甘さがあるのかなと。ということは、これからの、我々も含めて努力していかなくてはならないのかなと。住民の声を聞くということでありましてけれども、答弁の中に幾つか計画を実行に移した事例がありました。目標を達成する手段として、結果・成果のチェック、あるいは改善、アクションが、いわゆるこういう形でここまで進んでいますよと。特にJCの皆さんは、大変次の世代ということで頑張っている中でのまちづくりの提案が出てきますが、これを取り入れてどのようにこなしていくか、そういうものが今後の課題ではないかと私は思っております。

境町の総合計画では、住民とともに進めるまちづくりの住民参加と協働の推進について、仕組みと手法についてどのように位置づけているのか。境町総合計画審議会条例第2条の所掌事務から照合して、所管機関は審議会ととらえていいのか。あるいは、もし所管機関であれば、住民参加のまちづくりについての達成評価の確認というのが、いつ、どのようになされているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（齊藤進君） それでは、齊藤議員さんの再質問に対し、お答えを申し上げます。

総合計画の中におけます検証等についてでございますが、町の総合計画につきましては、ご案内のように5年に1度策定をしてございまして、10年に1度、向こう10年間の基本計画を策定をいたしまして、5年ごとの実施計画を策定をしているわけでございます。当然基本構想が10年でございますので、5年たちますと、向こう5年間の基本計画を策定をするというようなことで、ご質問の先ほど総合計画審議会は当然設置をいたしますので、その中の所掌事務の第2条というような中で、審議会は町長の諮問に応じ云々というふうなことでございますが、必要な調査及び審議をするというふうな内容でございます。向こう5年間の基本計画を策定するための調査及び審議をするという位置づけでございますが、議員ご質問の内容につきましては、それでは所掌事務とは別に行政の中で、この総合

計画というもののいわゆるP D C Aのチェック体制とか、そういったものについてどうなのかというご質問であるかと思いますが、残念ながら現在のところは、私自身、個人の考え方におきましても、なかなか十分にその辺の検証が行われていないというのが実情なのではないかというふうに今考えているところでございます。

世の中の情勢がいろいろ変わってきているというのは、先ほど申し上げたところでございますが、当町におきましても先ほど言いましたように、いろんな住民の参加をする中での要望というのが非常に多岐多様にわたっている中で、行政そのものが、若干行政の組織そのものが十分ではないというふうなことでございますので、今後におきましてもそのような検証をさせていただくと同時に、今後具体的な取り組み方法については、言葉だけの具体的ということだけではなくて、もっと根幹をなすような町の条例とか、そういったものも策定をしていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

県内の市町村におきましても、いわゆるまちづくり条例等が、各自治体でそのような経緯の中から制定をされているというふうなことでございますので、基本的にはその時代時代に合った行政の施策というのも具体的にお示しをしていく必要があるのではないかと、このように考えているところでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 事務局、事務方ということで総務部長から答弁求めています、一番最後に町長から答弁もらいたいとは思っておりますけれども、まだ事務的なもののちょっと精査をさせていただきたいと思います。

総合計画の方向性、これについては全体枠の前期、後期の、これは理解できますが、計画を実施するための住民参加に向けたシステムづくり、これは今部長から答弁あったように、やはり一貫性に、いわゆるP D C Aの中のシステムの中では一貫に欠けていると私は思います。そういった中で、ただ現在の境町職員組織機構では、やはりこの職制の中で、それにも限界があるのではないかと、私はそれらも見受けられるわけです。現況と課題ということで、私最初から切り口をしておりましたが、熊本県の菊陽町というところでは、この住民参加システムの充実が不可欠だという解決策として、住民自治基本条例の制定に向けた調査研究を進め、住民と行政の協働によるまちづくりを積極的にするためのシステムづくりを早急に確立する必要があると。そういうことで、幾つかの自治体の事例が、例えば千葉県の大網地区では、まちづくりの仕組みづくりを補完するために事務局を設置してあると。それから、この熊本菊陽町ではそうしたいろいろなまちづくりに対して町議会、審議会、地区懇談会、各種会議を開いていると。それから、川崎市の自治推進委員会では、住民参加と協働の仕組みについて、参加と協働の手法について分科会等をつくってやってきていると。

そういういろんなところのものを絡めていきますと、やはり町長が3期目で、これからの公約を実施していくためには、当町でも住民自治基本条例の制定に向けた調査研究の必要性が出てくるのではないかと思います。これもちょっと部長のほうから実務的に答弁を願いたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

まちづくり基本条例につきましては、必要であるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 先ほど私の質問の補充の中に、これは最後というか、この件については町長からお答え願いたいと思うのですが、まちづくり基本条例というのは全国で調べたところ、もう相当で上がっている中で、このホームページでは出ていなかったのですが、たまたまひたちなか市がこの3月に、平成22年の市議会3月定例会において可決されて制定されてきたと。そういう、ひたちなか市は、「私たちのまちづくりのルールブックができました」。ひたちなか市自立と協働のまちづくり条例のあらましを見ますと、1つが市民に親しまれ理解される条例として活用します。2つ目、市民を主役とした「自立したまちづくり」を進めます。3つ目、お互いの力を発揮する「協働によるまちづくり」を推進します。4、「まじめに、ひたむきに」市民の声に耳を傾けて市政を行います。5、「まちづくり市民会議」により、条例の目的を推進します。この条例は、ひたちなか市自治基本条例をつくる市民会議に参加した市内の公共的団体、いわゆる区長会なんかだと思いますが、市民活動団体、市民ボランティアの方々の協力により、約1年5カ月かけて作成された素案をもとに、パブリックコメントや市議会特別委員会での意見も踏まえて、修正を含め平成22年市議会3月定例会において可決され、制定されたものとして載っております。そして、この（仮称）ひたちなか市自治基本条例の策定スケジュール案も、ホームページで開いて見せていただきました。こうしたものを見ますと、境町でもまちづくり基本条例の実現は、やっぱり町長の英断で十分可能と考えられます。そうした中で、町長のそうしたやるという気持ちか、その方向性をぜひともお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 齊藤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

基本的に、聞いておりますと、まちづくりに町民がもっと参加できるようなシステムをつくりなさいと。こういうことかなと思って、私理解して聞いていたのですけれども、そういうことだと思います。

そういう中で、まちづくり基本条例というものをやったらどうかということでもありますけれども、これらにつきましては多くの方の意見を今後聞く中で、今私実は先般職員に指示したのですが、窓口「親切丁寧に私たちは住民サービスに努めます」という張り紙を全部しなさいということ、この間ちょっと言ったことがあるのですけれども、そういうものも含めて、やっぱり住民サービスと住民の会をいかに受けとめていけるかという、そういうものを含めた基本条例というのはあってもいいのかなと、このように思っております。

現在各種団体とか、いろんなところで話し合いをさせていただいております。例えば商工会ですと、商業部会とサービス部会、これ一体になりまして、年に1回、大体1時間から1時間半懇談会をやりまして、それから懇親会をやるというふうな体系。あるいは、工業団地組合というのがあるのですけれども、これも約20社小橋工業団地があります。これは年に2回、大体私と1時間半から2時間ぐらい、いろんな懇談会やります。そういう中で、一番出てくるのは駅がないので、駅が何とかできないかなと言われるのですけれども、これ非常に大変な問題でありまして、難しいのですが、そういう懇談会等を含めて多くの方の声を少しでも取り上げられるように、意見を入れられるようにしてはまいりたいと思います。

それと、今町でやっておりますことは、まちづくり推進室というのを今度設置いたしました。これは農業関係者、商業関係者、さらに工業関係者ということで、先般24名だったと思いますけれども、若い20代の農業に従事している人にも入っていただいております。そういういわゆる推進室の農商工連携委員ということでやらせていただいているのですが、これにももう2度ほど私参加させていただいて、みんなの知恵を結集してまちづくりをやろうよということをお願いしております。

そういうものを、いろんなもろもろのものを含めた中で、まちづくり条例というのは、基本条例というのはまた別個のものかと思っておりますので、これらは研究させていただいて、議員のご指導をいただきながら一緒にやらせていただければと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 先ほど議長から、10分ぐらいまでで終わらせるように言われましたので、10分で切れるような形で、あと二、三点させていただきたいと思っております。

今町長の答弁の中で、住民の声を聞けよと、そういう中でいろいろやっていますという、やはり今までの8割方は別に条例をつくらなくても問題ないと思うのです。ただ、やはり住民参加するためには、きちっとしたルールをつくるのが、やはり完璧な住民参加のまちづくりということで、今までの協力した団体、声を聞かせてくれた団体等も含めた中で一つのルールづくりという中の基本条例になってくるのではないかと思います。

特に、きょう後ろに相当の傍聴の方もおられますけれども、これはこれからの町というのは、住民

にもある程度そうしたまちづくりには意見を聞くと同時に負担もしてもらわなくてはならない。なぜかと言いますと、これから事業仕分け等が必ず実施するようになってくるかと思えますけれども、その中の無駄を省いていく中には、必ず住民の中にも理解をしてもらわなくてはならないということが出てくるだけに、私は今後この住民基本条例とあわせて事業仕分けに町が進んでいく。そして、限られた予算をきちっとそれをこなしていくという中には、そうしたルールづくりが必ず必要だということだと思えますので、ぜひともこの推進室だとか、あるいはすぐ皆さんでやりましょうというのがあっても、住民がそこへ向いてこなくてはなりませんので、ぜひともそうしたルールづくりを頑張りたいと思います。これは私の要望でございます。

それで、一例でございますが、先ほど町長との面談が大分平成17年で切れてしまったとか、あるいは恐らく町長への手紙というのも、なかなかそれを生かすことも大変だとは思いますが、たまたま今法律相談だとか、いろいろ相談があります。その中で、先般住民課で、これは遺族年金の件で、いわゆる死亡届を持ってきてあったそうですが、これは住民課がいい悪いというのではなくて、今のシステムが、いわゆる今の年金のほうは下館のほうに行くようになっていきますから、住民課はこれを渡すだけでいいという、これも社会保険庁のほうでつくった、下館年金事務所をつくったわけですが、厚生年金の加入期間がある方は次の必要な書類を添付してくださいということで15項目、いろいろあります。これが、たまたまこれ息子さんだったからよかったのですけれども、本当にいわゆる遺族厚生年金の家庭で、もう80歳や70歳を超えた人の、主人が亡くなって奥さんが来たとする、これをこなすのは大変なことなのです。だから、それがやっぱりきちっとできるようにするのも、これ窓口サービスだと思いますので、今法律相談も相談者が多いというのを聞いていますが、ほかにやっぱり生活サポート相談として、相続、年金等の相談窓口を社会保険労務士と有資格開業者に委託して、それで町のほうもそうしたものと一緒に勉強していくと。そういうことの必要、いわゆる町はそれほど出費をしなくて、住民がある程度満足できると。そういう形のサービスの成果を求めるために、こうした窓口を必要だと思いますが、この辺はどのように考えているかお答え願いたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えをさせていただきます。

町では、今法律相談を初め、生活相談、消費相談、いろんな相談窓口を設けさせていただいております。そういう中で社会保険の問題、これここ2年ばかり、正直申し上げまして、皆さんもあきれられるくらいひどい状態でありました。実は、私も10年くらい前ですか、社会保険事務所へは何度か行ったのですけれども、直接行くと、当時相手にしていただけないのです、社会保険事務所。社会保険労務士を頼りなさいと。そうでなければやってあげませんよと、こういう態度だった時代が実際あったのです。これ私2回経験していますので、一生懸命私がやりますからと言っても、社会保険労務士頼まなければだめだよみたいな、もう門前払いを食わされるくらい、正直言って社会保険

事務所ってひどい事務所だと、私は印象が今でも残っているのですけれども、その社会保険事務所が今大変丁寧になりました。なぜならば、さんざん不祥事を起こしているからであります。その不祥事が、いわゆる町の窓口にまで波及をしてきて、町はどうなのだという事になってまいります。

町でわかることは全部、多分今窓口でお答えはできていると思うのですけれども、そういう保険の細かい相談ということになりますと、町の職員ではなかなか対応できないということは、これ事実でございますので、その辺本当に困っていらっしゃる方がいるとするならば、議員さんのおっしゃるように民間と協働でそういうものができるようなシステムがあれば、そういう町民の方にとっては非常に親切な対応になるのではないかと、こう今思っていますので、今後議員さん含めて協議をさせていただきたいと、こう思いますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） では、時間になりますので、最後に1点だけ。

このまちづくり基本条例をつくるためのいろいろ研究のほうに入っていたきたいということでお答えをもらいましたが、近隣市町を見ると、やっぱり境と同じような状態だったのですよね。この総合計画を見させてもらいますと、やっぱり皆さん同じような形でやっていたと。だから、境町もそれでもしようがないのかなと、近隣と比較すればですね、そうではありますけれども、やはり小さくてもきらりと光ると。そういう合併しなくても境町はいいというまちづくりというのは、やっぱり住民と一緒にやっていくまちづくりだと思いますので、それは決して不可能ではないと思います。

そういった中で、やはり私は要望でありますけれども、このプラン、実行、チェック、アクションというPDCAサイクル実施における、これ日常業務の中でぜひとも、当然いや、それはやっているのだということかもしれませんが、さらに一層住民の目線に立った中でのそうしたPDCAという循環サイクル、これをぜひとも実施、充実して、実施というよりはやっているのですから、それをさらに一層充実していただきたいと。これは、必ず事業仕分けを実施するときは必須要件となってくると思います。これからの政策立案や、新年度予算作業の中に、計画、実行、結果・成果を、そうした改善・改良、次の計画につなぐ、こうした循環サイクル作業を職員の業務の中にぜひとも浸透させていただきたいと、要望なのですが、お答えできるようでしたら、町長からひとつよろしく願います。

○議長（木村信一君） 答弁、町長どうですか。

○町長（野村康雄君） 一番大事なことは、計画はもちろん大事なのですが、5年後、10年後というのは、今の時代ですとなかなか見通しが立たないのです。そうすると、計画に載っていないからやってはだめだという問題も、これ出てくるのです、時によっては。職員の中からも、計画に載っていませんから、これはだめですよということも出てきますから、これらは臨機応変に、その時期時期に合わせた施策をやっていかなければいけないと、こう思っています。

そういう中で、議員さんおっしゃるように、やっぱりこれはしっかりとした基本政策を持っていく

中でやっていくことが大切だと、このように思っていますし、事業仕分けについてはもうちょっと検討させていただきたい部分もあるのですが、いずれにいたしましても議員さんを含め、住民の皆さんの今のやっぱり境町の状態、これからのサービス状況、そういうものをしっかりと、私はいつも申し上げているとおり、行政はもうサービス業だと思っていますから、最大のサービス業だと思っていますから、先ほども言ったとおりちょっと住民の方から不親切にされたという声が聞こえると、非常に自分が不愉快になってしましまして、この間も職員に、今度「親切丁寧に住民サービスに努めます」と全部張っておくと、こういうことを言ったのですけれども、それくらいの気持ちで、今後もやっぱりまちづくりには、議員さんを含めて皆さんと一緒に頑張っていきたいと、こう思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） よろしいですか。

これで齊藤政一君の一般質問を終わります。